

## 留 意 事 項

### ● 手続き上の注意

- 休止中の事業所については、休止中のままでは人員及び設備に関する基準を満たしているか確認できないため、指定更新申請は受け付けていません。  
指定更新を希望する場合は、有効期間内に事業の再開届も併せて提出してください。  
また、再開しない事業所は、廃止届を提出してください。
- 提出書類は尼崎市のホームページに掲載しています。  
「申請書チェックリスト」裏面に掲載しているホームページをご覧ください。
- 提出書類はサービス種類ごとに提出してください。  
例1 訪問介護と通所介護サービスの指定が同一日の場合であっても、訪問介護と通所介護サービスごとに書類を揃えて、更新手続をしてください。  
例2 介護サービスと介護予防サービス（又は介護予防・日常生活支援総合事業サービス）を同時に更新する場合は、内容が重複する一部の書類をまとめることができます。
- 受付期間は厳守してください。受付期間を過ぎた後に提出があった場合は、更新を受けられないことがあります。お越しになる時は、事前に来所日時を電話予約してください。

### ● 人員配置について

職員配置は、指定更新日において必ず雇用していることを前提として配置してください。  
指定更新日において指定基準を満たす人員配置ができていないときは、指定更新を受けることができなくなります。  
また、雇用予定のない職員を挙げて指定更新申請をしたときは、指定取消等の行政処分の対象となります。

#### 管理者について

- 管理者が欠格事由に該当する場合は、指定の更新を受けることができませんので、よく確認してください。  
また、管理者の兼務については、当該事業所の管理業務に支障がない範囲は認められます  
ますが、3つ以上の兼務については、尼崎市では「業務に支障がある」と判断して、原則として認めていません。

#### 資格要件について

- 資格要件が必要な職種については必ず資格を確認できるもの（資格者証・研修修了証など）の写しを指定更新申請書に添付し、事業所でも保管しておいてください。
- 指定更新日において資格要件を満たしていない場合は、有資格者となりません。  
資格要件が確認できない場合は、指定の更新を受けることができなくなります。
- 認知症介護基礎研修の受講義務づけ対象となるサービスは、訪問系サービス（訪問入浴介護は除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援以外の全サービスです。事業所が新たに採用した従業者で、医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後1年以内に受講させる措置を講じ、修了証書の写しを事業所で保管しておいてください。  
なお、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではありませんので受講について積極的にご判断ください。

#### 兼務について

- 人員配置基準で常勤専従が要件でない職種は、他の業務と兼務することはできますが、加算を算定する場合は、常勤専従が加算の要件になっている場合がありますので、加算の要件を十分に確認した上で、人員配置をしてください。
- 加算の要件を満たさないことが後日判明した場合は、遡って介護報酬を返還していただきます。

確認したらチェック

### ● 設備基準について

- 指定申請時から、設備の変更をされている場合は変更届の提出が必要です。

確認したらチェック

【 次の頁へ続く 】

## 留 意 事 項

### ● 運営基準について

- 運営規程には、
  - ・尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
  - ・尼崎市訪問型サービス（第一号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
  - ・尼崎市通所型サービス（第一号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- にそれぞれ規定されている次の事項を盛り込むこと。
  - ①高齢者虐待の防止
  - ②研修計画の作成
  - ③事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成
  - ④書類の保存年限（5年）
  - ⑤暴力団の排除
- 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第一号通所事業の事業運営にあたっては、以下の基準を遵守すること。
  - ①機能訓練などの提供サービスやこれに付随するもので、風俗営業法に係る遊技、利用者の射幸心を過度にそそるおそれや利用者が過度に依存するおそれがある遊技を通常の日常生活の範囲を超えるような時間、利用者に提供しないこと。
  - ②遊技の結果に応じた疑似通貨（物品、金銭、サービスなど経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供しないこと。
  - ③正当な理由なく、居宅サービス計画において定められた回数、時間、数量等を超えた遊技を提供するサービスを提供しないこと。
  - ④事業所の施設の外観、内装、設備や備品の配置、事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博や風俗営業を連想させないこと。
  - ⑤事業所の名称や事業所の広告内容が、賭博や風俗営業を連想させていないこと。

確認したらチェック



地域密着型サービスにおける地域との連携について（夜間対応型訪問介護を除く。）

- 事業所において、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、提供するサービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護については「介護・医療連携推進会議」）を設置して、運営推進会議に対し、事業の活動状況等を報告し、運営推進会議からの評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けること。

確認したらチェック



【 次の頁へ続く 】

## 留 意 事 項

### 指定更新後の留意事項

- 基準を満たしていないまま事業を継続していると、指定取消しとなる場合もあります。
- 指定申請又は更新申請時、虚偽の申請（人員配置や資格要件を偽るなど）が発覚した場合は、指定取消しの対象となります。
- 指定が取り消されると、代表者等には5年間居宅サービスの指定が受けられない等の欠格事由が付きます。
- 指定が取り消されると介護報酬を返還していただくことになります。  
また、返還される介護報酬には、40%の加算を付けることがあります。
- 指定更新日の時点で、申請内容と異なる部分があった場合（職員配置や電話番号など）は、早急に変更届を提出してください。
- 指定更新日以降、人員配置が基準を満たさなくなった場合は、休止又は廃止をする必要がありますので、早急に届け出してください。運営を続ける場合、職種によっては人員欠如により介護報酬が減算となります。

確認したらチェック

### ● 定 義

- 「常勤換算方法」とは  
当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。  
例）週40時間が常勤の事業所で週20時間の非常勤職員が3人配置されている場合  
 $20\text{時間} \times 3\text{人} = 60\text{時間}$   $60\text{時間} \div 40\text{時間} = 1.5\text{人}$   
よって1.5人が常勤換算方法での員数となる。

- 「常勤」とは  
当該事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。  
例1）就業規則で1日8時間、週5日勤務と定められている場合  
週40時間が常勤となる。  
例2）就業規則で週32時間以下と定められている場合  
32時間が常勤となる。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者のについては、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

- 「専ら従事する」「専ら提供にあたる」とは  
原則として当該サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。
- 「サービス提供時間帯」とは  
当該事業所における勤務時間帯（通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいう。
- 「看護師」「看護職員」とは  
看護師・・・正看護師のこと（准看護師は含まない）。  
看護職員・・・正看護師又は准看護師のこと（訪問看護事業は保健師も含む）。

確認したらチェック

以 上

年 月 日

事業所名：\_\_\_\_\_